

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

包括的契約に関する規程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

包括的契約に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）財務規程第29条第2項の規定に基づき、センター定款第4条第1項第1号に掲げる事業（以下、「受託事業」という。）の契約のうち、包括的契約（令和5年10月20日付・職高発1020第1号／厚生労働省職業安定局及び令和5年10月24日付・5全シ協発第188号／公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会）による受託業務の契約に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 会 員 | センターの正会員をいう。 |
| (2) 発注者 | センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。 |
| (3) 会員業務 | 発注者が会員に委託する業務をいう。 |
| (4) 会員業務委託料 | 会員業務の対価として、発注者が会員に支払う金員をいう。 |
| (5) センター業務委託料 | センターが、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等について、発注者から仕事の完了の都度、徴収する金員をいう。 |
| (6) センター利用契約 | センターが選定した会員に対して業務委託する旨の事項、業務の対価（センター業務委託料及び会員業務委託料の合計額）に関する事項及び契約の有効期間に関する事項等が定められた基本契約をいう。 |
| (7) 会員業務就業規約 | 会員が同意した、センターを通じて発注者から委託を受けて業務に就業する際の就業条件等の基本的な事項等を定める「約款」をいう。 |
| (8) センター利用規約 | 発注者が合意した、センターを通じて会員に業務を委託する際の基本的な事項等を定める「約款」をいう。 |
| (9) 会員業務仕様書 | センターが、発注者から受けた業務内容等を、会員に明示的に知らせるための文書であり、会員が会員業務就業規約に同意の上、当該様式により業務内容や業務委託料の明示を受ける、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）第3条及び同法施行規則第1条に定めのある、就業条件の明示事項を網羅する様式のものという。 |

(適用の範囲)

第3条 この規程の適用を受ける包括的契約による受託事業の契約とは、次に掲げるものとする。

- (1) 請負又は委任の形式による仕事の受注契約
- (2) 前号により受注した仕事を、センターの正会員に請負又は委任の形式により提供する契約

2 前号に定めるもののうち、次に掲げる各号の全てを満たすものとする。

- (1) 発注者が、センター利用規約及び会員業務就業規約に同意していること
- (2) 発注者とセンターの間において、センター利用契約書を締結していること
- (3) センターが、会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件を明示していること
- (4) 会員が、会員業務仕様書に同意していること
- (5) 発注者と会員の間において、会員業務仕様書に基づき履行されること

(契約書等の作成)

第4条 包括的契約を締結する場合においてセンターは、発注者とシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約をシルバー人材センター利用契約の内容とする旨の合意（シルバー人材センター利用契約書等の作成、取り交わし等）を行うものとする。また、センターは、会員業務就業規約に基づき、当該会員に対して、センター事務処理運営規程第2条第2項に定める方法により、原則として電磁的方法を以って、会員業務仕様書を交付することにより就業条件等を明示し、その同意を得るものとする。ただし、当該会員から求めのある場合においては、書面により交付するものとする。

2 前項に定めるシルバー人材センター利用契約書には、必要に応じて仕様書又は設計書等、本件会員業務の詳細等及び会員業務仕様書の記載事項に係る事項等を明示する書面を綴じるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、発注者が個人家庭である場合においてセンターは、利用契約書に盛り込まれる事項を網羅した「受任書」（民法第656条に定める契約類型が準委任契約のため。）の交付をもって、シルバー人材センター利用契約書の作成、取り交わしを省略することができるものとする。また、履行期間が6月未満又は請求金額が1万円未満の業務、別に定めのある業務の委託について、発注者から求めのないときは、受注票の作成をもって、前項に定める利用契約書の作成、取り交わし及び会員への就業条件の明示は、口頭によることができるものとする。

4 第1項に定めるシルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約は、センターWebサイトに掲載し、開示するものとする。

(請負料金の請求等)

第5条 包括的契約による仕事を完了した会員は、発注者に就業報告書又は履行確認書をもって完了を確認させ、センターに提出するものとする。

2 センターは、前項の定めにより、発注者の履行確認をもって受注した仕事の完了を確認したときは、センター事務処理運営規程第19条、同第20条、同第21条に定める処理を行うものとする。

3 この場合において、請求書には請求金額、納付方法、納入期限（年月日）を記載するものとする。また、請求金額の内訳として、会員業務委託料及びセンター業務委託料を区分して記載するとともに、消費税法令の規定に基づく適格請求発行事業者の登録番号（センター業務委託料の項目に記載）、取引年月日、取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）及び適用税率、税率ごとに区分した消費税額等、請求書の交付を受ける事業者（発注者）の氏名又は名称を記載するものとする。

(会員業務委託料の支払い等)

第6条 前条第1項、同第2項においてセンターは、センター配分金規程に基づき、センター事務処理運営規程第22条に定める処理を行うものとする。

(センター業務委託料)

第7条 センター業務委託料は、仕事の見積総額に含めるものとする。

2 センター業務委託料の額は、受注額（会員業務委託料に相当する見積額）に対し、センター事務費規程第3条に定める範囲とし、会長が決定するものとする。

3 会長は、前項の規定により算出した額が、センター業務として受託した仕事の内容から、発注者と締結した包括的契約に基づき、会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等に充てる額として過不足が認められるなど相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、センター業務委託料の額を決定することができる。この場合において、会長は、決定したセンター業務委託料の額及びその決定理由を理事会に報告するものとする。

4 センターは、会員業務就業規約第2条に規定する会員業務の実施に必要となる、材料等の購入等に要する費用に相当する額を発注者に請求する場合には、当該発注者と合意した額を限度として第2項及び第3項で決定した額に加算することができるものとする。

5 前項の場合において、第5条第3項に定める請求書の内訳に、材料費等の額をセンター業務委託料（狭義のセンター業務委託料）の額に加算して表示する場合（広義のセンター業務委託料）であっても、材料費等の会計処理上の収入科目及び公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の事業統計上の統計区分については、会計処理上は「受取材料費等」の科目で収入処理を行い、また、事業統計上は「材料費等」の区分で実績入力を行うものとする。

6 センター業務委託料は、第4項で決定した額を除き、センター事業を遂行するための経費に充てるものとする。

(補則)

第8条 本規程に定めるもののほか、センター事務処理運営規程第10条、同第11条、同第12条、同第13条、同第14条、同第17条、同第18条の定めによるものとする。

2 この規程に定めのない事項、あるいは疑義ある事項のうち、センター諸規程に定めのある場合は、当該規程の定めを準用するものとする。

3 前項の場合において、「配分金」は「会員業務委託料」に、「事務費」は「センター業務委託料」に、「本規程に定める用語」と同様の意義を持つ用語は「本規程に定める用語」に読み替えて準用するものとする。

4 本規程に定める事項の事務処理は、原則として、センター事務処理運営規程第2条第2項に定める方法により処理するものとする。ただし、当該処理になじまない場合においては、その限りではないものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定め、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、シルバー人材センター利用規約及び会員業務就業規約の施行日から施行する。

(令和6年12月20日 制定)

(第4条 ひな形)

シルバー人材センター利用契約書

〇〇〇〇〇 (以下、「発注者」という。)と公益社団法人四街道市シルバー人材センター (以下、「センター」という。)とは、発注者がセンターを通じて、センターの会員 (以下、「会員」という。)に対して〇〇〇〇〇業務 (以下、「本件会員業務」という。)を委託するにあたり、次のとおりシルバー人材センター利用契約を締結する。

第1条 (会員への業務の委託)

発注者は、シルバー人材センター利用規約 (以下、「利用規約」という。)に定めるところにより、会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて当該会員業務を委託する。なお、本件会員業務の詳細は、仕様書等によるものとする。

第2条 (業務の対価)

会員業務に係る会員業務委託料 (利用規約第3条第2項の会員業務委託料をいう。)及びセンター業務委託料 (利用規約第6条第1項に規定する「センター業務委託料」をいう。)の額の合計額は、金〇〇〇, 〇〇〇円 (税込み) とする。

(合計額が計算できる式等での記載可。(例) ●●作業●mあたり●●円に対し、実施した作業量を乗じて得た額と消費税額の合計))

第3条 (有効期間)

本契約の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第4条 (合意管轄)

本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、千葉地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条 (その他)

本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。さらに、本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

契約日 〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所
名称

センター 住所
名称

(必要に応じて仕様書又は設計書等の必要書類を、本書に綴じること。)

シルバー人材センター利用規約

令和6年12月20日制定

第1条（定義）

この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| （1）センター | 公益社団法人四街道市シルバー人材センターをいう。 |
| （2）会員 | センターの正会員をいう。 |
| （3）発注者 | センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。 |
| （4）利用契約 | シルバー人材センター利用契約をいう。 |
| （5）会員業務 | 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務をいう。 |
| （6）就業規約 | 会員業務就業規約をいう。 |
| （7）業務実施会員 | 会員業務を実施する会員をいう。 |
| （8）センター業務 | 本規約に定めるセンターの業務をいう。 |
| （9）センター業務委託料 | センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。 |

第2条（利用契約）

発注者は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、センターとの間で利用契約を締結するものとする。

第3条（就業条件）

- 1 会員業務に係る就業条件は、就業規約に定めるところによる。
- 2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

第4条（マッチング）

- 1 センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、業務実施会員を選定するものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

第5条（発注者及びセンターの責務）

- 1 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令にあたらぬ範囲で行わなければならない。
- 2 センターは、センター業務の実施にあたり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うにあたり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

第6条（業務の対価）

- 1 発注者はセンターに対して、センター業務委託料を支払うものとする。
- 2 センター業務委託料を定めた後に、最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

第7条（請求及び支払の方法等）

- 1 発注者は、センターによる請求書の発行日から原則30日以内に、センター業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
- 2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。
- 3 センターは、利用契約に定める業務の対価のうち、センター業務委託料に係る消費税の適格請求書（インボイス）を発注者に対し発行するものとする。

第8条（権利・義務の移転の禁止）

- 1 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
- 2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

第9条（守秘義務・個人情報管理）

- 1 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- 2 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

第10条（損害賠償）

発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

令和7年4月1日施行

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会 員 就 業 規 約

令和6年12月20日制定

第1条（定義）

この規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

- | | |
|-------------|---|
| (1) センター | 公益社団法人四街道市シルバー人材センターをいう。 |
| (2) 会員 | センターの正会員をいう。 |
| (3) 発注者 | センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。 |
| (4) 会員業務 | 発注者が会員に委託する業務をいう。 |
| (5) 会員業務委託料 | 会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。 |
| (6) 業務実施会員 | 発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。 |
| (7) 代替会員 | 当該業務実施会員以外の会員をいう。 |
| (8) 代替会員等 | 代替会員又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者の総称をいう。 |

第2条（会員の就業条件）

シルバー人材センターの会員が発注者の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

第3条（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

会員業務の具体的内容及び会員業務委託料の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

第4条（就業条件に係る会員の同意等）

- センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とするにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。
- 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものと取り扱う。
- 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

第5条（会員業務委託料の支払い）

- 1 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第3条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。
- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。なお、会員への支払いについては、センター配分金規程によるものとする。
- 3 発注者は、センターによる請求書の発行日から原則30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

第6条（センターによる立替払い）

- 1 センターが、発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から、相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないうち、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して、会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。
- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払いを行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

第7条（会員業務の実施）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施にあたり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように、特に注意しなければならない。
- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するにあたり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するにあたり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

第8条（費用の負担等）

- 1 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、あらかじめ業務実施会員がセンターとの間で協議のうえ用意するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、会員業務の実施上必要な場合は、契約に基づき無償で発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。但し、発注者が無償での機械、器具等の貸与、又は原材料等の提供が出来ない場合は、対価を支払って機械、

器具等の貸与等を受けること妨げない。なお、その対価については、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項但し書きの規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

第9条（会員の履行不能）

- 1 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。
- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合、その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第4条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により、業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、代替会員又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第5条及び第6条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払いについて準用する。

第10条（契約不適合責任）

- 1 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が、第3条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が、業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものである

ときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

第11条（利用契約の終了等による会員業務の終了）

- 1 発注者とセンターとの間で締結した「シルバー人材センター利用契約」が、有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2 前項の通知が行われたときは、第4条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したのものとして取り扱う。
- 3 第9条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

第12条（著作権の帰属等）

- 1 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより、当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

第13条（再委託、権利・義務の移転の禁止）

- 1 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施にあたり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
- 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施にあたり負う義務の全部又は一部を、自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

第14条（守秘義務・個人情報管理）

- 1 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を、第三者に漏えいしてはならない。

- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を、適正に取り扱わなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- 4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

第15条（損害賠償）

- 1 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施にあたり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
- 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
- 4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
- 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

令和7年4月1日施行

公益社団法人四街道市シルバー人材センター